

栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)の概要

1 計画策定の位置付け

女性活躍推進法(=女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)第6条第1項の規定により、国の基本方針を勘案して策定するものであり、栃木県の区域内の「女性の職業生活における活躍」の推進に関する施策についての栃木県の計画です。

女性の職業生活における活躍

～ 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が
その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること ～

2 計画策定の背景

- 本県においても、働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない状況
- 本県においても、県民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるといった観点からも、企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)を確保することが不可欠であり、そのためにも女性の活躍推進が求められる。

3 施策の展開

(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ◇ 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等
[一般事業主行動計画の策定等に取り組む中小企業への支援、優良事例の表彰]
- ◇ 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置 [女性の登用促進の支援、再就職支援]
- ◇ 情報の提供及び啓発活動

(2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ◇ 男性の意識と職場風土の改革 [好事例の情報発信、各種支援制度の周知啓発、講座開催]
- ◇ 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
[待機児童の解消、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の促進]
- ◇ ハラスメントのない職場の実現 [労働相談への対応、ハラスメント対策の周知啓発]

(3) その他

- ◇ 庁内横断的な推進体制等の整備
- ◇ 多様な主体による連携体制の構築
- ◇ 市町における推進計画のフォローアップ
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

4 計画期間等

- 計画期間： 5年間 (令和3年度～7年度)
- なお、国の基本方針の見直し(5年後検討)に応じて、本計画の見直しについて検討する。